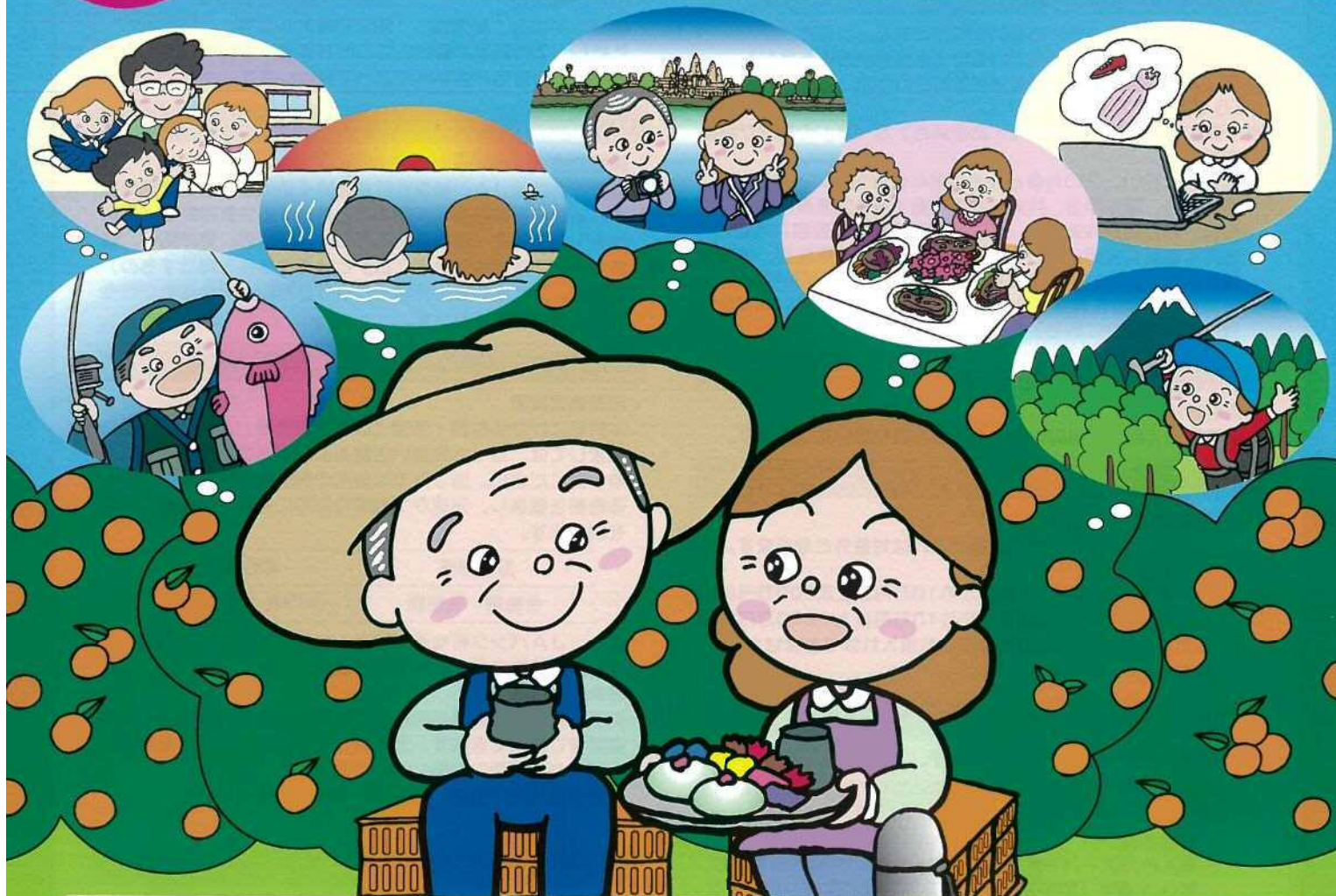


「あなたの笑顔が見たいから」

令和も
輝け人生

JAIにしろわの
年金受給者優遇定期貯金

「まごころ」



預入時のスーパー定期貯金(1年もの)の店頭表示利率に

年0.10% 上乘せ

(税引後0.079%)

詳しくはお近くのJAIにしろわ各店舗までお問い合わせください。

- | | | | | |
|------------------|--------------------|---------------------|-------------------|--------------------|
| ■金融部
☎24-1118 | ■八幡浜支店
☎24-2222 | ■矢野崎出張所
☎22-2130 | ■神山支店
☎22-3522 | ■日土出張所
☎26-1111 |
| | ■三瓶支店
☎33-1211 | ■保内支店
☎36-0111 | ■伊方支店
☎38-0311 | ■三崎出張所
☎54-1122 |



1. 商品名

・年金受給者優遇定期貯金「まごころ」

2. ご利用いただける方

・個人の方で以下の条件の内いずれかに該当される方

- ①当JAで年金を受給されている方（指定手続き中を含む）
- ②当JAへ年金受給口座の指定を予約された方

（5年前までの予約対象者）

※予約の方は「年金ご予約（・お手続き）カード」の提出が必要です。

なお、上記①、②の対象となる公的年金は以下のとおりです。
国民年金、厚生年金、共済組合等年金（国家公務員共済組合連合会、地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、市町村職員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、市議会議員共済会、町村議会議員共済会）、恩給、船員保険年金

※労災（公的年金を併給されている場合は、いずれも当JAで受け取っている場合に限る）

3. 期間

- ・定型方式1年
- ・自動継続（利払式自動継続のみ）のお取り扱いとなります。

4. 預入方法

- (1) 預入方法 ・一括預入
・ATMでのお預け入れは対象外となります。
- (2) 預入金額
・年金受給者お一人さまあたり10万円以上3,000万円以内
・年金予約者お一人さまあたり10万円以上1,000万円以内
※ただし、一口1,000万円でのお預入れはできません。
- (3) 預入単位 ・1円単位

5. 払戻方法

・満期日以後に一括して払い戻します。

6. 利息

- (1) 適用金利
・預入時のスーパー定期貯金（1年もの）の店頭表示利率に、年0.10%（税引後年0.079%）を上乗せした利率を約定利率として適用いたします。
- (2) 満期後の取り扱い
・満期後は、通常のスーパー定期貯金（1年もの）の自動継続時の店頭表示利率に、年0.1%（税引後年0.079%）を上乗せした利率を約定利率として当該満期日まで適用します。
※上乗せ利率は、定期的に見直しを行います。
- (3) 利払頻度
・満期日以後に一括して支払います。
- (4) 計算方法
・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
- (5) 税金
・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。
※令和19年12月31日までの適用となります
- (6) 金利情報の入手方法
・窓口でお問合せください。

7. 手数料

8. 付加できる特約事項

- ・総合口座の担保に組入れることができます。
（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率）
- ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取り扱いができます。

9. 中途解約時の取扱い

- ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。
①6か月未満 解約日の普通貯金利率
②6か月以上1年未満 約定利率×50%
ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

10. 貯金保険制度（公的制度）

- ・保護対象
当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容

- ・苦情処理措置
本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA取扱い店舗および本店の下記連絡先にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

担当部署	電話番号
金融部 業務課	0894-24-1118

また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。

- ・紛争解決措置
外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関をご利用できます。上記当JA担当部署または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。
愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）

12. その他参考となる事項

- (1) 開設店舗
・本商品は年金の受給口座開設店舗以外でのお取扱いはできません。
- (2) 取扱期間
・取扱期間中であっても諸情勢により取扱いを終了することがあります。
- (3) その他
・本商品は金融情勢等により金利および取扱内容を変更する場合がございます。

令和7年4月1日現在

詳しくは窓口にお問い合わせください。

店舗名

TEL

担当者